

令和7年第3回安平町議会定例会会議録（第3号）

令和7年3月12日（水曜日）午後2時30分開会

1 招集年月日 令和7年3月12日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1 番 工 藤 秀 一	2 番 米 川 恵美子	3 番 小笠原 直 治
4 番 鳥 越 真由美	7 番 三 浦 恵美子	8 番 箱 崎 英 輔
9 番 内 藤 圭 子	10 番 高 山 正 人	11 番 梅 森 敬 仁
12 番 多 田 政 拓		

4 欠席議員 5 番 田 村 興 文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長 及 川 秀一郎 教 育 長 井 内 聖
代表監査委員 小 川 誠 一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副 町 長 田 中 一 省	総 務 課 長 岡 康 弘
総 務 課 参 事 池 田 恵 司	政 策 推 進 課 長 渡 邊 匡 人
政 策 推 進 課 参 事 山 口 崇	税 務 住 民 課 長 奥 田 浩 司
税 務 住 民 課 参 事 佐々木 智 紀	産 業 振 興 課 長 森 池 和 哉
建 設 課 長 塩 谷 慎 嗣	建 設 課 参 事 伊 藤 富 美 雄
健 康 福 祉 課 長 阿 部 充 幸	健 康 福 祉 課 参 事 小 板 橋 憲 仁
水 道 課 長 佐々木 貴 之	水 道 課 参 事 谷 村 英 俊
総 合 支 所 長 村 上 純 一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教 育 次 長 永 桶 憲 義 教 育 委 員 会 参 事 佐々木 英 生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 木 林 一 雄 課 長 補 佐 石 塚 一 哉

○ 議 事 日 程 （第 3 号）

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第 1	議案第 13 号	令和 7 年度安平町一般会計予算について
日程第 2	議案第 14 号	令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
日程第 3	議案第 15 号	令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
日程第 4	議案第 16 号	令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計予算について
日程第 5	議案第 17 号	令和 7 年度安平町水道事業会計予算について
日程第 6	議案第 18 号	令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について
日程第 7	意見案第 1 号	持続可能な学校の実現をめざす意見書（案）について
日程第 8	意見案第 2 号	高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）について
日程第 9	意見案第 3 号	高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書（案）について
日程第10		議員派遣の件について
日程第11		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第13		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第13号 令和 7 年度安平町一般会計予算について ～
 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
10 番	高 山 正 人

会 議 の 顛 末

○議長（多田政拓君） これより議会を再開します。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

◎ 日程第 1 ～ 6 議案第13号～第18号

○議長（多田政拓君） 日程第 1、議案第13号 令和 7 年度安平町一般会計予算についてから日程第 6、議案第18号 令和 7 年度安平町下水道事業会計予算についてまで、以上 6 件を一括議題とします。本件に関し予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔米川委員長挙手〕

○議長（多田政拓君） 米川委員長。

○委員長（米川恵美子君） 委員会審査報告書をご覧ください。

令和 7 年 3 月 1 2 日

安平町議会議長 多田 政拓 様

予算審査特別委員会
委員長 米川 恵美子

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、安平町議会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第 13 号	令和 7 年度安平町一般会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 14 号	令和 7 年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 15 号	令和 7 年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 16 号	令和 7 年度安平町介護保険事業特別会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 17 号	令和 7 年度安平町水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定
議案第 18 号	令和 7 年度安平町下水道事業会計予算について	原案のとおり可決すべきものと決定

議案第13号から議案第18号までの令和 7 年度各会計予算については、6 件全てを原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでご報告します。以上です。

○議長（多田政拓君） ありがとうございます。只今、予算審査特別委員長より令和 7 年度各会計予算については 6 件全てを原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告がありました。

お諮り致します、本件については議長を除く全議員で審査を行ったものがありますので、質疑討論を省略し直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、採決を行います。これから議案第13号 令和 7 年度安平町一般会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号、令和7年度安平町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号、令和7年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号、令和7年度安平町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号、令和7年度安平町水道事業会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号、令和7年度安平町下水道事業会計予算についてを採決します。本件について委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。従って議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 7 意見案第 1 号

○議長（多田政拓君） 日程第 7、意見案第 1 号 持続可能な学校の実現を目指す意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

〔木林議会事務局長挙手〕

○議長（多田政拓君） 事務局長。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第 1 号朗読

意見案第 1 号

持続可能な学校の実現をめざす意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

提出者 安平町議会議員 小笠原 直治

賛成者 安平町議会議員 高山 正人

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3 番（小笠原直治君） それでは意見書を読み上げて説明させていただきます。

持続可能な学校の実現をめざす意見書（案）

今、学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、子供たちの学びに大きな支障を及ぼしています。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。24年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され、社会全体が勤務時間の適正化に向う中、給特法適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。

「骨太方針2024」では、中教審「審議のまとめ」を踏まえ、「2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める」、「2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出する」としています。

学校の働き方改革の前進を図るとした「骨太方針」が実現されたとしても長時間労働是正には不十分であり、教員の健康と福祉が守られていない状況の抜本的な是正策として、具体的な業務削減、教員の業務負担軽減につながる教職員定数改善などを策定・実施すべきです。また、19年に改正された給特法の附帯決議の趣旨を踏まえた更なる施策の実施が欠かせません。

国においては、持続可能な学校の実現と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、学校の長時間労働是正に資する政策実行を求めます。

記

学校の働き方改革推進のため、以下の事項を実施すること。

1. 教職員の負担軽減を図る観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。
 - (1) 部活動の地域移行をさらにすすめるため、人の配置・確保も含め、推進のための必要な財源確保等を行うこと。
 - (2) 学習指導要領の内容の精選や、それに伴う標準授業時数の削減等を行うこと。
2. 教職員定数改善を実施すること。
3. 教員の命と健康を守るため、所定の勤務時間外に本務を行っても「自発的勤務」と評価される現状を改善する法制度の整備を行うこと。
4. 今後、勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年3月6日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

皆さんの賛同をお願いします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから意見案第1号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第8、意見案第2号 **高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）**についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

〔木林議会事務局長挙手〕

○議長（多田政拓君） 事務局長。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○3番（三浦恵美子君） 本意見書は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書(案)

大学の初年度納入金(2023年度)は国立大学で82万円、私立大学では平均148万円にもなり、学生生活は限界、保護者負担も重く、なかには学業を諦めざるを得ない人も生まれています。

学生の約8割がアルバイトに迫われ、3人に1人が貸与奨学金を借り、平均で300万円の「借金」を抱えて社会に出る状況で、若い世代の抱える奨学金返済額は10兆円にもものぼります。学生からは、「1日1食。食費を月2,000円に抑えている」、「週5日のアルバイトで勉強時間が取れない」との声が寄せられ、日常生活の中で悩んでいることや気にかかっていることは、「生活費やお金のことが47%で最多」(全国大学生生活協同組合連合会「第59回学生生活実態調査」)と深刻な実態が報告されています。若い世代にとって奨学金返済の経済的負担は大変に重く、結婚や育児といった生活設計に悪影響を与えています。

学費無償化は国際的な流れです。ヨーロッパでは、教育無償化に踏み出し、維持している国が少なくありません。日本も批准している国際人権規約は、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」としています。

その一方、日本の高等教育への公的支出(GDP比)は、OECD加盟国平均の半分以下と最低レベルを続けています。このことが学費の高騰や奨学金貸与額の増加につながっています。学費を値下げして無償化へ進むことは世界標準の教育政策であり、日本政府の国民と国際社会への公約でもあります。

昨年10月の総選挙では、高等教育の学費について、立憲民主党、日本共産党、れいわ新撰組、社民党が無償化を進めるとし、自民党が「高等教育の無償化を大胆に進めます」と公約を掲げ、公明党も「2030年代の大学等の無償化をめざす」としました。

多くの政党が「無償化」を訴え、一致可能な今こそ、学費無償化に踏み出し、学生と保護者の苦難に応える時です。

よって、政府においては高等教育予算を抜本的に増額し、次の施策をとることを求めます。

記

1. 大学、短期大学、専門学校の「学費ゼロ」に向けて、当面、授業料半額に踏み出すこと。
2. 実際に入学しなくても返還されない入学金制度を廃止すること。
3. 給付中心の奨学金制度を創設すること。
4. 奨学金返済の半額免除を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年3月6日

北海道勇払郡安平町議会議員 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣

皆様ご審議の上ご賛同いただけますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。

これから意見案第2号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 意見案第3号

○議長(多田政拓君) 日程第9、意見案第3号 高額療養費制度の見直し撤回を求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

[木林議会事務局長挙手]

○議長(多田政拓君) 事務局長。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第3号朗読

意見案第3号

高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和7年3月6日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容は、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については衆議院議長、

参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣となっています。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○3番（三浦恵美子君） 本意見書も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書（案）

政府は2025年8月から3年間にわたって、高額療養費制度を引き上げようとしています。70歳未満の住民税非課税の人の場合は現在月3万5,400円の上限が、3万6,300円に引き上げられます。年収340万円～770万円の人は現行の上限額は約8万100円ですが、今年8月から8,100円あがります。2026年からは所得区分が細分化され、2027年には年収510万～650万の人は約11万3,400円となり、実に現行の約1.4倍となります。

一般社団法人全国ガン患者団体連合会は、高額療養費制度について「治療を受ける上でまさに命綱といえる大切な制度」と指摘し、長期にわたって継続して治療を受けている患者とその家族を守るために、「負担上限額引き上げの軽減及び影響を緩和する」ように、2024年12月に国に対して求めています。

政府は引き上げの理由として、「賃上げの実現」で世帯収入が増えたことや、現役世代の保険料負担の軽減をあげています。しかし、「令和6年版労働経済白書」においても「名目賃金は、2023年においても、年間を通じて前年より増加となった、実質賃金は、年間通じて減少しており、21ヶ月連続の減少」と述べ、物価高騰によって実質賃金が減少していることを指摘しています。また、現役世代の負担軽減というものの、突然の事故や病気などで高額な医療費が請求されることは現役世代にもありうるものであり、高額な医療費の自己負担分を抑える高額療養費制度は全世代にとって重要な制度です。

よって、政府においては、8月から行うとしている高額療養費制度の負担上限額の引き上げを撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年3月6日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

皆様ご審議の上ご賛同いただけますよう、よろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。
これから意見案第3号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10

○議長（多田政拓君） 日程第10、議員派遣の件について議題とします。
お諮りします、議員の派遣について次の定例会までの間に急施を要する事件が発生した時は内容等を勘案の上、議長において派遣議員を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎ 日程第11～13

○議長（多田政拓君） 日程第11、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第12、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上、3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年第3回定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午後 2時51分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
